

学校いじめ防止基本方針

徳島市国府小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える人権意識、態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえて、児童一人一人の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、被害児童を守り通すとともに、加害者に対しては毅然とした態度で指導する。
- (5) いじめの早期発見・早期対応のために、学校と家庭と地域とが組織的に連携できる体制を構築する。
- (6) 学校内だけでなく、関係機関（教育委員会、警察、こども女性相談センター等）との適切な連携・情報共有を図る体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等の専門的な知識を有する者の参加を求める。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめに係る情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定し、保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 児童・保護者が気軽に相談できる教育相談体制を整備する。
- (4) 相談内容によっては指導を継続し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるように、学校の内外を問わず、多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設けて、他人の気持ちを共感的に理解することのできる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、自己有用感や自己肯定感を高めることができる体験的な活動の機会を設けるよう努める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げて、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑦ インターネット上に、他人を誹謗・中傷する情報を発信することはいじめであり、決して許される行為ではないことを周知徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していることや、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑧ 児童会活動等において、児童一人一人が異学年児童と主体的に関わることができるような仲間づくりやいじめ問題解決への取組が促進されるように支援を行う。特に、いじめ防止子ども委員会が中心となり、いじめ問題を自分のこととして捉えて、解決に向けて主体的に創意を生かした活動に積極的に取り組む。
- ⑨ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

- ⑩ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑪ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑫ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表することにより、学期の始期や入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて、警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けることにより、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ根絶をめざして（教師用指導資料）」徳島市教育委員会〕等を使用して、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、組織で情報を共有し対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、9月、12月）に実施することに加えて、「日々の会話」、「個別面談」、「日記や連絡帳」等から、児童の悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常的に使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめが認められる場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」〔「いじめをなくすために」徳島市教育委員会〕を配布する等、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時には、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなどして、必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童やいじめた児童への具体的な支援や指導については、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にして、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くして、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童の主体的な参画により、いじめの問題への取組を促進するなどして、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告して、適切な連携を図る。
- ② 事案によっては県教育委員会との連携を進め、阿波っ子スクールサポートチーム、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべき事案に対しては、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめによって、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置付け、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりに、「取組評価アンケート」等を実施して、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 教職員の研修を通して、いじめについての共通理解や児童の状況等の情報共有、組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・ 学習指導や生徒指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。

	内 容	対象者	担 当
4月	学校いじめ防止基本方針の説明、 指導体制や指導計画の公表・周知 始業式 参観授業・P T A総会 個人懇談	教職員 教職員 児童（全学年） 保護者 児童・保護者	生徒指導主任 " 教務主任 教頭・各担任 教務主任
5月	校内研修（問題行動の共通理解） 1年生を迎える会 運動会	教職員 児童（全学年） 児童（全学年）	生徒指導主任 特活主任 体育主任
6月	アンケート調査・アンケート調査分析 自然の家宿泊学習（5年生） 参観授業	児童・保護者 児童（5年生） 児童・保護者	生徒指導主任 学年主任 教頭・各担任
7月	水泳学習 個人懇談 1学期取組点検評価・改善 夏休みの生活事前指導	児童（全学年） 保護者 教職員 児童（全学年）	各担任 各担任 生徒指導主任 担任・生徒指導主任
8月	校外補導	児童	担任・生徒指導主任
9月	始業式 夏休みの生活事後指導 アンケート調査・アンケート調査分析 保護者向けチェックリスト配付	児童（全学年） 児童（全学年） 児童・保護者 保護者	教務主任 担任・生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任
10月	修学旅行 バス遠足 ネット利用啓発講演会	児童（6年） 児童（1～5年） 児童（6年）・保護者	学年主任 学年主任 教頭・学年主任
11月	校内研修（児童理解） 参観授業（人権教育）	教職員 児童・保護者	研修主任 教頭・人権教育主事
12月	2学期取組点検評価・改善 個人懇談 アンケート調査・アンケート調査分析 冬休みの生活事前指導 校外補導	教職員 児童・保護者 児童・保護者 児童（全学年） 児童	生徒指導主任 各担任 生徒指導主任 担任・生徒指導主任 担任・生徒指導主任
1月	始業式 冬休みの生活事後指導 校内研修（児童理解）	児童（全学年） 児童（全学年） 教職員	教務主任 担任・生徒指導主任 研修主任
2月	参観授業（学習発表会）	児童・保護者	教頭・各担任
3月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画 6年生を送る会 アンケート調査・アンケート調査分析 卒業式 修了式 春休みの生活事前指導 校外補導	教職員 児童 児童・保護者 児童（5・6年生） 児童（1～5年生） 児童（全学年） 児童	生徒指導主任 特活主任 生徒指導主任 教務主任・学年主任 " 担任・生徒指導主任 担任・生徒指導主任